

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

<p>基本目標</p>	<p>2 「安全」な水の供給</p>
<p>施策の趣旨</p>	<p>主要施策（4）～（5）</p> <p>主要施策（4） 安全な水づくり 安全な水道水をつくるには、水源である河川や湖沼などの水質状況を見極めて浄水処理を行う必要があります。 お客様にいつでも安心して飲んでいただけるよう、川や湖沼などの水源の監視を行い、併せてその保全を働きかけるとともに、自然現象や事故などによる異常水質への対応の幅が広がる高度浄水処理システムの導入を進めます。 また、常に安全な水道水をお客様にお届けするために、水質管理レベルの維持・向上に努めます。</p> <p>主要施策（5） おいしい水の供給 お客様に安全でおいしい水をお届けし、安心して利用していただけるよう、「第2次おいしい水づくり計画」に基づいて、おいしい水の供給を推進していきます。 残留塩素濃度の低減化等のおいしい水づくりに向けた技術的な取組を実施するとともに、お客様に水道水の安全性やおいしさを理解していただくための体験型イベント等のキャンペーンや、おいしい水づくり推進懇話会等でお客様とのコミュニケーションを通じて、より安全でおいしい水づくりに取り組みます。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標2においては、2つの主要施策の下に6の主な取組を位置付けております。各施策及び取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、30年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、5つの取組を「a」評価（達成している）、1つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（4）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（5）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p>
----------------	---

<p>主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果</p>	
<p>(4) 安全な水づくり</p> <p>主な取組</p> <p>①水源の監視・保全</p> <p>②高度浄水処理の拡充</p> <p>③水質管理レベルの維持・向上</p>	<p>「成果」 a</p> <p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>(5) おいしい水の供給</p> <p>主な取組</p> <p>①おいしい水づくりの技術的な取組</p> <p>②安全でおいしい水キャンペーン</p> <p>③お客様とのコミュニケーション</p>	<p>「成果」 b</p> <p>「達成状況」</p> <p>b</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>外部評価会議委員の評価</p>	<p>「達成状況、成果」についての内部評価の妥当性</p> <p>A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 0人 C：不十分である 0人</p>	<p>柏井浄水場西側埋設汚泥について、安全確保と対策を進め、その方向性を示していくことを今後の検討課題とした上で、「A：妥当である」と評価します。</p> <p>あわせて、水源の保全について、水道事業者の努力だけでは困難であることから、流域問題を水道水源の問題として多くの方に説明していただくことを期待します。</p>
<p>外部評価会議委員の主な意見等及び企業局の回答</p>	<p>基本目標2の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等及び企業局からの回答は以下のとおりです。</p> <p>主要施策（4）安全な水づくり 取組①水源の監視・保全 ○水道水源の保全に関して、流域協議会の状況についてご説明いただきたい。</p> <p>（企業局回答） 当局の水道水源の保全に係る協議会には、「印旛沼水質保全協議会」、「印旛沼流域水循環健全化会議」、「江戸川を守る会」、「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」、「高滝ダム貯水池水質保全対策協議会」、「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」、「手賀沼水環境保全協議会」があり、これらの会議は平成30年度、25回以上開催されています。</p> <p>○河川法が改正されて流域管理の仕組みができたが、水道水源保全のための取組が有効に協議されているのかを疑問視している。水道水源の保全について水道事業者単独で取組むのは困難だと考えている。どれほどうまくいっているのかをお聞きしたい。</p> <p>（企業局回答） 「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」は水道事業者の会であり、他団体に対して要望等を積極的に行っています。その他の協議会については、水道事業者と河川管理者等の温度差がありますが、協議会の場で、飲み水を供給する当局の立場を説明してご理解いただき、具体的な要望をしていくこととしています。</p> <p>○水道事業者の自助努力だけでは限界があると思うので、実態として水道水源の保全には課題がある点を多くの人に知ってもらった方が良いと思う。</p> <p>取組②高度浄水処理の拡充 ○柏井浄水場西側埋設汚泥対策の見通しを説明して欲しい。また、中期経営計画期間内に解決できない場合、高度浄水処理の導入計画はどのようになるのかも教えて欲しい。</p> <p>（企業局回答） 現在は、周辺住民の安全確保を最優先に埋設汚泥対策を実施した結果、硫化水素濃度は汚泥層内の測定箇所でも6割程度減少しました。なお、敷地境界等の地上部では、週1回、硫化水素を測定しておりますが、検出はされておられません。</p> <p>埋設汚泥対策については、現中期経営計画の期間内に、「対策の完了」を目標として進めており、今年度は詳細調査を行い、除去対策などについて再検討します。現中期経営計画の期間内に「対策の完了」が難しい場合は、次期中期経営計画へ引継ぎなどを検討して参ります。</p> <p>高度浄水処理の導入計画については、周辺環境の安全を最優先に埋設汚泥対策を実施のうえ、引き続き、早期に着手できるよう検討して参ります。</p> <p>○次期中経への引継ぎも含め検討していくことについては理解したが、一定の時間的な目処をつける必要もあると思う。</p>	